

# 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 5号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	2
【議案第 6号】平成28年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	4
【議案第 7号】矢板市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について	5
【議案第16号】市道路線の認定について	8
【陳情第22号】「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情	11
【委員長報告】	12
【閉会】	13

## 1 日 時

平成28年12月8日(木) 午前8時55分(開会)～午前11時25分(閉会)

## 2 場 所 第2委員会室

- 3 出席委員（8名） 委員長 宮本妙子  
副委員長 伊藤幹夫  
委 員 藤田欽哉、佐貫薫、中村久信、  
渡邊孝一、今井勝巳、大貫雄二

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員（17名）

### (1) 農業振興課（2人）

①農業振興課長 津久井保 ②地籍調査班長 石川節夫

### (2) 商工林業観光課（1人）

①商工林業観光課長 森田昭一

### (3) 都市建設課（4人）

①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 和田理男

③管理住宅担当 谷中清吉 ④建設担当 柳田豊

### (4) 教育総務課（1人）

①教育総務課長 塚原延欣

### (5) 生涯学習課（5人）

①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②スポーツ推進班長 斎藤正樹

③矢板公民館長 田城博子 ④泉公民館長 塚原明 ⑤片岡公民館長 塚原博実

(6) 農業委員会事務局（1人）

①担当主幹 坪山好治

(7) 上下水道事務所（3人）

①上下水道事務所長 赤羽尚起 ②下水道班長 高橋弘一 ③上水道担当 斎藤正一

6 担当書記 相馬 香織

7 付議事件

【議案第 5号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

【議案第 6号】平成28年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第 7号】矢板市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について

【議案第16号】市道路線の認定について

【陳情第22号】「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（宮本妙子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。

（8時55分）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 （8時56分）

（休憩）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 （10時11分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第 5号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

【議案第 6号】平成28年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第 7号】矢板市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について

【議案第16号】市道路線の認定について

【陳情第22号】「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情

の5件である。

【議案第5号】

○委員長 「議案第5号 平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道班長（高橋弘一）

（「平成28年度矢板市補正予算書」17ページを朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」18ページから20ページにより説明。詳細について「平成28年度予算に関する説明書」62ページから66ページにより説明。）

歳入

4款1項1目、一般会計繰入金は、平成27年度決算に伴う繰越金の確定により、繰越金が当初見込みより増加したため、繰入金について1,312万円の減額。

5款1項1目、繰越金は、平成27年度決算に伴う繰越金の確定によるもので、2,296万円の増額。

7款1項1目、下水道事業債は、今回の補正に関わる下水道管渠築造工事等に伴う市債の追加であり、1,130万円の増額。

歳出

1款1項1目、一般管理費は、96万2千円の追加補正。職員給与費等は、人事院勧告の実施に伴う給料、期末手当、勤勉手当等の補正。下水道業務管理費は公課費で、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、消費税及び地方消費税の中間納付分が不足するために増額補正するもの。増額の理由は、当初予算計上時に平成27年度の決算見込みをたて消費税等の試算をしたが、歳入において使用料収入が当初見込みより増えたこと、歳出においては経費節減、入札等により不用額が増え支出が減少したため、支払消費税が増えたことによるもの。

2款1項1目、下水道建設費は、2,017万8千円の追加補正。工事請負費は、管渠築造工事において地下埋設物等が支障となり下水道管路の計画高さ等を変更すること、水道管の一部移設、工事個所で地下水が多量に流水しているための対策を行わなければならないことによる増加分。工事について公共汚水柵の設置工事を行っているが、今年度の施工箇所においては下水道本管が深い所からの掘り出しが多いため、工事費用が高くなり、今後工事費の不足が見込まれることによる追加補正。負担金は、下水道工事に伴う水道管の移設に関わる負担金であり、平成29年度に実施予定である片岡の大谷津地区の水道管移設に関わる設計業務委託分の負担金を新たに追加するもの。又、現在実施している下水道工事に伴い水道管移設工事の負担金の不足分。

66ページ、給与費明細書は、人事院勧告の実施に伴い、給料、期末手当、勤勉手当等の補正。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第6号】

○委員長 「議案第6号 平成28年度矢板市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○上下水道事務所長(赤羽尚起)

(「平成28年度矢板市補正予算書」21ページ及び22ページを朗読。詳細について「平成28年度予算に関する説明書」74ページから75ページにより説明。)

#### 収益的収入及び支出

##### 支出

1款1項1目、原水及び浄水費は、寺山ダム維持管理費負担金を350万円増額するもの。県の事業で寺山ダムに係る多重無線設備の更新等において、当初県が見込んでいた国の補助金が増額になったことによるもの。

1款1項5目、総係費は、7名の職員給与費で、手当等がマイナス56万円、法定福利費がマイナス60万円、合計116万円の減額。4月の人事異動及び人事院勧告による補正。

#### 資本的収入及び支出

##### 収入

1款3項1目、負担金は、議案第5号矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)で説明したものであり、片岡地区の水道管移設工事と設計費に係る負担金であり、700万円の増額。

##### 支出

1款1項1目、施設整備費は、職員3名分の手当等で21万9千円の増額、賞与引当金繰入額で4千円の増額であり、4月の人事異動及び人事院勧告による補正。委託料は、下水道事業関連で、平成29年度に片岡地区大谷津の所の下水道事業を行うにあたり水道管の移設が必要となるため、事前に水道の方の設計業務委託を平成28年度に行うため358万6千円の補正を行う。

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 確認だが、職員給与費関係で人事異動と人事院勧告と説明があった。人事院勧告は手当の増額になっている。全体で減額ということは、異動分がそれを上回っているということで良いか。

○上下水道事務所長 前年度よりも給与の低い方が異動してきたため、全体的にマイナスになっている。

○中村久信委員 人事院勧告で増えた分よりも、所長が説明した方が多いので、全体として減額になっているということでしょうか。

○上下水道事務所長 お見込みのとおり。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第7号】

○委員長 「議案第7号 矢板市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○農業振興課長 (津久井保)

(「議案書」2ページを朗読。議案書3ページ及び4ページを朗読し改正内容説明。)

矢板市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正し、矢板市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に改正するもの。

第1条、農業委員と農地利用最適化推進委員の設置を定めたもの

第2条、農業委員の定数は15人。

第3条、推進委員の定数は20人以内。

附則、施行期日は平成29年1月1日。

経過措置については、現在の委員は平成29年7月19日まで任期があることから、それまでの任期を定めたもの。

矢板市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の廃止については、農業委員が市長の任命制になったことから選挙区等の条例を設置する必要がなくなったため廃止するもの。

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、法律の改正による項ずれにより改正をするもの。

○委員長 これより議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 確認したいが、今までの農業委員は何人で、地区割りの選出だったか。

○農業振興課長 選挙による委員は11名。その他に、農協、共済、土地改良区及び議会からの推薦が各1名、合計15名であった。選挙区については3選挙区あり、第1選挙区が旧矢板で5名、第2選挙区が泉地区で3名、第3選挙区が片岡地区で3名という区割りになっていた。

- 大貫委員 今までの選挙から市長の任命制に変わるということで、この15人というのは同じく15人にするのが建前か。
- 農業振興課長 今回の法律改正においては、政令によると矢板市では19人までは置ける規定はある。ただ現在15名の事実があるため、19人にするとはなかなか難しいとの協議があった中で、15人でも今の仕事はとりあえずできるのではないかとということもあり15人にさせてもらった。
- 渡邊委員 課長の説明の中で農業委員は15名で市長が任命をするということだが、任命をただけで決定されるのか。それとも、どこか別のところで決議をするのか。
- 農業振興課長 今回の議案を承認いただければ、予定としては、2月から農業委員と最適化推進委員の公募を行う。当然、農協や共済等の組織の推薦もあるし、極端なことを言えば自薦でも構わない。公募をかけ、その中で審査ではないがそのような形をとらせてもらい、市長に上申する。その後、議会の議決をいただき、農業委員として任命する。飽くまでも議会の同意が農業委員は必要になる。  
最適化推進委員については、飽くまでも農業委員会が委嘱するということであるため、こちらについては別であるが、公募はかける。
- 渡邊委員 農業委員15名は、市長が任命をした後に議決をしていくということで良いか。
- 農業振興課長 任命は議決後である。議決の後に任命である。
- 今井委員 従来から疑問だったが、農業従事者という職業に限定されているのか。それとも、委員になるにあたっては、年齢や資格等の条件は設けないのか。
- 農業振興課長 今までは当然選挙人名簿、農業従事者ということであったため、その中から選挙に出られる方が出てくるし、選挙権もそのような方しかなかったが、今回の法律を読むと、農業に見識を持っている人ということであるため、決して農地を持っていない方でも応募することが可能である。ただ、その人を選ぶかどうかは別の次元の話だと考える。
- 今井委員 どのような趣旨で法を全面改正したのか調べてみたら、今課長が言っているように、従来の農業委員は農業従事者から選ばれてきている。そうすると、例えば企業が参入するとか同様に大企業が参入してくることも今後在り得る。そのような場合に、委員の資格は自薦他薦を問わないと話があったが、矢板市としても手を挙げることは自由ということか。受け付けるということか。
- 農業振興課長 公募をかけるので、適正な書類が提出されれば当然受け付ける。
- 渡邊委員 今まで農業委員を選出するには、農業従事日数や規定があって選挙人名簿に登録された者ということは私も知っているが、今度の15人の新たな農業委員を選出するにあたっては公募をかける。公募できる人の枠の規定はないのか。矢板市民であれば、矢板市農業委員会の農業委員に公募をすることができるということが良いか。
- 農業振興課長 お見込みのとおり。ただ、農業委員の15人の中で半数以上は認定農業者でなければならないという決まりがある。
- 渡邊委員 推進委員の定数は、何名と切らないで以内とすると表記をするのはどのような理由か。極端なことを言うと1名でも以内になってしまうので、職務を遂行できないような数

字の場合もそれで良いのか。

- 農業振興課長 最適化推進委員については、地区割りをさせていただく。地区によっては、最適化推進委員の標準的な地区割りの面積が1人当たり200ヘクタールになっているため、1人ではそれを超えてしまう地区が出てくるので、そこについては2人以内とさせていただき、仮に1人しか挙がってこないということも想定されるため、とりあえず2人以内とさせていただく。極端な話、1人でも大丈夫なのかということだが、読んでいくと1人では駄目だということは書いていないが、その時には再度公募をかける。2月から1か月間は公募をかける予定でいるが、延長してかけていかなければならないと考えている。
- 渡邊委員 そうすると、今回提出された議案の中には出てこない言葉を関連で聞きたいが、農業委員の補助員という制度があった。この制度はどのような形に変わるのか。
- 農業振興課長 補助員については、平成29年3月31日で制度が無くなる。今回の資料には付けていないが、今後、区長や農協の集落長の会議の際には資料を付ける。区長には、1月の区長会議で、補助員の制度が無くなったので推薦は結構であると話をさせていただく。
- 渡邊委員 補助員制度を無くす代わりという言い方は失礼だが、この推進委員を置くということに考え直してよろしいか。
- 農業振興課長 狭い意味ではそのような考え方でよいと思う。国の考え方としては、今後農地の最適化を推進するという意味なので、おそらく、今までの補助員の役割は選挙人名簿や非農地関係の証明をしたりすることであるので、基本的には少し違うかと思う。いずれにしても地域の農業について貢献していただいていたところであるので、全く交換ということではないが、今回については最適化推進委員に変わっているということでご理解いただきたい。
- 渡邊委員 課長答弁の中での補助員が担っていた職務は、だれが行うのか。それとも今まで行っていた職務は全て廃止にするのか。
- 農業振興課長 選挙の絡みがあったので選挙人名簿を集めたりすることは無くなる。もう一つは非農地関係の現地調査は最適化推進委員と農業委員が共同で行うことになる。
- 中村久信委員 先ほどと関連するが、20人以内ということで何人を見込んでいるのか。地区割りをして20人以内に収まるようにすると思うので、20人になるのではと思いながら聞いていたが、何人を見込んでいるのか。  
また、先ほどの補助員の関係だが、人件費は、農業委員は15人で変わらずということになるが、補助員と推進委員の関係で、最終的に矢板市の財政に関する人件費としてはどのようなになるのか。
- 農業振興課長 推進委員については20人以内としているが、20人を予定している。  
財政的な面であるが、補助員については現在年額2万円であり、国からの補助はない。今度の農業委員及び最適化推進委員については補助金が付く。推進委員について現在の試算では、今より市の負担は多くならないとみているが、実際始まってみないとわからない部分はある。
- 大貫委員 農業委員15人と推進委員20人の確認だが、他市の状況について当局では把握

しているか。特に隣接の大田原市、那須塩原市との調整はいかがか。

○農業振興課長 那須塩原市は、農業委員が20名、推進委員が44名。大田原市は、農業委員が17名、推進委員が43名。さくら市は、農業委員が19名、推進委員が50名と聞いている。

○大貫委員 農業面積に対比し管理する農業委員及び推進委員の数字的には、矢板市の15人及び20人は、当局は適正と判断しているか。他市との調整の中でいかがか。

○農業振興課長 適正だと思っている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第16号】

○委員長 「議案第16号 市道路線の認定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長 (阿部正信)

(「議案書」50ページを朗読。議案第16号議案資料により説明。)

今回2路線を新たに市道認定するもの。

1路線目が、路線番号2187番、路線名が下太田泉1号線である。起点が矢板市下太田150番1、終点が矢板市泉572番3、総延長1,866メートル、最小幅員7.3メートル、最大幅員11.8メートル、実延長1,866メートル。認定理由は、主要地方道矢板那須線泉バイパスの整備事業に伴って旧道となる区間について移管を受けることによるもの。

2路線目が、路線番号3162番、路線名が片岡29号線である。起点が矢板市片岡2103番31、終点が矢板市片岡2104番27、総延長104.2メートル、最小幅員1メートル、最大幅5.9メートル、実延長104.2メートル。認定理由は、主要地方道塩谷喜連川線の整備事業に伴って旧道となる区間について移管を受けることによるもの。

両路線とも、県の内規により県道整備の実施にあたって事前の覚書の締結が事業採択の条件となっている。今年度から事業着手までに路線認定が必要となることから、事業実施に先立ち市道路線の認定を実施するもの。なお、移管の覚書については、11月4日付けで県と済ませている。

下太田泉1号線の平面図で補足説明する。県の実施する泉バイパスの整備区域について、現在、矢板那須線の東側に並行した形で法線が示されている。下太田地内の(株)山久チーズフ

ファクトリー周辺から田野原地内高速道路南側の泉水道(有)周辺部までの整備が予定されている。今回市が移管を受ける区間については、チーズファクトリーから泉中学校手前県道塩原矢板線の交差部までとなっている。交差部以北については、当面県で管理することになる。先線の移管については、県道塩原矢板線と泉バイパスとの接続法線等が定まった後、協議されることになる。

片岡29号線の平面図で補足説明する。今回移管により市道認定を行う区間は、国道4号手前から片岡ゴルフ練習場駐車場手前までの区間となる。県道塩谷喜連川線については、現在国道4号から東に延伸する形で整備が計画されている。片岡29号線として市道認定を行う箇所他に、東側に2箇所、片岡ゴルフ練習場の南側と(株)サカタのタネ倉庫南側の計3箇所について移管を受けることになっている。今回認定する区間については、市道片岡10号線及び県道と認定外道路を接続する箇所で公益性が高いため、新たに路線の認定を行うが、他2箇所については、認定外道路と県道との取り付け道路としての利用に限定される箇所であるため、路線認定は行わず認定外道路として管理を行うこととなる。なお、路線認定を行わない2箇所については、県から移管した後、市で道路位置指定をとり、沿道住民が建替え等を行う際に支障を来さないよう対応していきたい。

今後、両路線とも県道の供用開始後引き渡しを受けることになっており、引き渡しを受けるまでは県道として県が管理することになっており、引き渡しを受けるにあたっては、維持管理に支障を来さないよう、事前に劣化箇所等の調査を行い、県に修繕要望を行ってまいりたいと考えている。また、市としても2路線とも重要な路線と位置付けているので、早急に整備完成するよう、県に要望を続けていきたい。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 片岡の方の質問をする。家の目の前だからということではなく、せっかく県道を整備する時に、認定外道路の部分を県道として一気に整備するような幅広歩道等の扱いとして行う計画等は、現場の説明では、県とやり取りをして結局市の担当領域になったと話があったが、幅広歩道として一気に、ここは決まったとして次の、例えば、特に中学校と近いので子どもたちが通るようなところは幅広歩道として、一緒に県道として整備していただくことは難しいのか。

○都市建設課長 構造的に旧道が残るということで歩道の提案の話だが、歩道を広くとか、歩道を旧道の方に膨らむとか、色々方法はあるかと思う。膨らんだ場合は、当然車道との間にスペースが空くことから、植樹帯などの対応になるかと思うが、そのような色々なことも協議をし、維持管理上のこともあるし、県の方の言い分が強く、歩道の方は法線どおり車道の脇に設置していきたい。いわゆる旧道に関しては、県としては市にいかなる状況であっても移管をして管理をお願いしたい。使い勝手の方は、我々としてはその部分は、当然人家の出入り等の整備になるが、現場で説明したように、現在は県の方では1箇所の入り口で、県道との接続は1箇所にして、何軒かの方はそこに集約して出入りをする。この間のスペースについては、市の方で管理していただきたいということで、どうしても構造上、協議をしたが、最終的にはそのように打合せの中でまとまったので、そのような計画で進めているのが現状

である。

- 中村久信委員 市道認定がこれで決まった、議決したとして、実際に移管されるタイミングとしてはいつごろになるのか。
- 都市建設課長 最終的な移管については、塩谷喜連川線の整備計画されている区間が・・・。
- 中村久信委員 路線を言わなかったが、矢板那須線である。
- 都市建設課長 下太田泉1号線の移管についても、バイパスの全線約2,000メートルが整備された後に移管される手順である。先ほど補足説明したように、移管されるまでには修繕等を十分にさせていただいて、将来的に市に移管された後、舗装をすぐに行うことがないように確認して、移管に応じたいと思っている。
- 中村久信委員 最初に疑問を持ったが、県道矢板下塩原線の所、泉地内で一旦切っている。全線開通後ということになると田野原である。市道認定する時に、なぜ下太田から田野原にしないのかという疑問がある。また、仮にここで区切った時に、全線開通してから矢板市に移管されるとなれば、泉から田野原までの間も当然繋がってくるわけなので、市道の番号と路線名と現状が違うということなので、延ばした形になるのだろうかとは思いますが、延ばすのか、分断した新たな市道認定として議決をもらって矢板市が譲り受けるのか、その辺が良くわからない。
- 都市建設課長 バイパスが完了すると、県道塩原矢板線までが今回の認定路線だが、バイパスが完成した時に市道として受けるのは、今回の市道認定だが、結局その時に県道塩原矢板線が全部田野原まで今回認定を受けて開通後全部市道に移管されることになれば、矢板那須線としては県道廃止になるわけなので、結局塩原矢板線が県道に接続しないという状況になるので、今回はバイパスが完成する前に塩原矢板線がもし途中で、例えば先線でバイパスに接続が県の方で決まり、整備が着手をされることになれば、着手する前に当然、矢板那須線の残りの泉から田野原の部分も、その時点で認定の追加、新たにするのか、終点の泉を田野原にするのか、どのような方法が良いか、路線名については内部で協議し提案をしていきたいと思っている。そのような経緯があり、今回はあくまでも泉の所まで決定する。塩原矢板線の所が見えない内は、当分このバイパスが完成しない内、終点は泉として残り、矢板那須線として既存の泉から田野原の区間は残る形になる。
- 中村久信委員 矢板下塩原線。下塩原線か塩原線か。課長は塩原線と言っていたが、私の記憶は下塩原線だった。
- 都市建設課長 塩原矢板線である。
- 中村久信委員 塩原矢板線が、今はあそこで県道にぶつかって終わる。それが全部市道になったらそこで寸断されるので、一部残して北側に県道で繋がる。将来的にそれが延ばされて、そのまま延ばすか、泉中学校の前の道を替えて延ばすかは別としても、バイパスに繋がるまではずっと北は残る、県道で残るということか。
- 都市建設課長 お見込みのとおり。
- 委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

### 【陳情第22号】

○委員長 次に、「陳情第22号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書」1ページを朗読)

○委員長 意見はないか。

○渡邊委員 陳情者について聞きたい。栃木地域森林労連という組織はどのような組織か。

○商工林業観光課長(森田昭一) 大田原にある塩那森林管理署の外郭団体。敷地を同じくして行っている団体である。

○渡邊委員 答弁が間違っている。

○委員長 渡邊委員はわかっているのか。

○渡邊委員 もちろんわかっている。皆さんに知ってもらうため敢えて聞いている。

○商工林業観光課長 私はそれ以上のことはわからない。

○渡邊委員 大田原営林署がある。国の機関である。ただ、営林署の組織とは別組織である。そこだけは認識してもらいたい。確かに敷地内にはあるが、違う組織である。

○中村久信委員 今の渡邊委員からの話と関連するが、別組織は別組織である。私もそのように認識している。国有林を管理している管理事務所が全国にあり、塩那森林管理署がある。そこに従事している人達で成している森林労連という組合の組織があり、それだと思う。そのように認識している。受ける時も私宛に提出されたので、そのような認識で受けている。

○大貫委員 内容は非常に矢板の地域性に合った内容になっているが、他の近隣市町への陳情の提出状況と審査状況は当局で調べてあるか。

○事務局 県内13市の内提出されているのが6市。宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市の6市に提出されている。全て12月定例会で審査予定。近隣2町には提出なし。

○大貫委員 森林に関しての内容がメインになっている。町によっては全く関係のない町も中にはあって、市町村の温度差があるかもしれない。矢板市に合っている内容だと思うので、慎重審議をしたいと思います。

○中村久信委員 途中までは大貫委員と同じ考え。矢板市に合っている内容であるし、国として森林は貴重な資源で国土を守るためにも、引いては人の命を守るためにも必要なものであ

り、このような施策を進めていくことは非常に重要だし、矢板市としても重要であるという認識で、採択にすべきだと思っている。

○渡邊委員 ご存知の方も多いと思うが私も林業に携わって随分長いことになる。全体的に、大貫委員の言われたように林業に対する認識を基に作られた陳情書だと思う。ただし、最後の6の項目の一番下から2番目の行は、個人の所有する権利を奪うような文章である。つまり、不在地主、不在山林所有者に対しては公有化を促進しなさいということなので、日本の法律で補償されている私有財産の保持を否定する文章なので、全体の文章は山のことに對して、林業に對して理解をしていただいている文章だが、最後のこの1行に關しては大變懸念を覚える文章なので、慎重審議と大貫委員が言われたが、私も慎重に取り扱う必要があると思う。日本の法律を否定している文章である。大貫委員と同じく、慎重審議という言葉を使わせてもらう。

○佐貫委員 願意妥当で採択。

○藤田委員 願意妥当で採択だと思う。

○今井委員 内容は非常に良いが、1番目に増税の部分が入っている。その税の部分も含めて、現在国の施策についてそこまで知識が無いから、この新しい税制を含めて、先ほど渡邊委員から出ている部分もあるが、全体としては非常に良いことだが、そこまで踏み込んだことに對して、矢板市として意見書を出してよいのかという疑問があるので、もう少し勉強させてもらいたいので、慎重審議である。

○副委員長（伊藤幹夫） 願意妥当である。

○委員長 暫時休憩する。 (1 1時22分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (1 1時24分)

○委員長 ほげに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 意見が出た中で、税の問題、所有権の問題等を今後更に慎重に審議するというところで、継続で進めていきたいと思うがいかがか。

(異議なし)

○委員長 これより採決する。陳情第22号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第22号は、継続審査とされた。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これにて経済建設文教常任委員会を閉会する。

(11時25分)